

各 位

会 社 名 **コタ株式会社**
代表者の役職氏名 代表取締役社長 小田 博英
上場市場・コード 東証第一部 4923
お問い合わせ先 取締役経理部長 廣瀬 俊二
電 話 番 号 0774-44-4923

自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、平成 26 年 11 月 7 日開催の取締役会において、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

当社は、株主の皆様に対する長期・安定的な利益配分を重要な経営課題の一つと考えております。将来の事業展開への備えと財務体質の強化のために必要な内部留保に配慮しつつ、継続的・安定的な配当を実施することを目指すとともに、当期純利益が当初の計画を上回る状況である場合には配当性向を勘案しながら特別配当による増配を検討することを基本方針としております。この方針に基づき、当社の平成 25 年 3 月期については 1 株あたり 18 円の年間配当（配当性向 27.5%）を実施し、平成 26 年 3 月期については、1 株あたり 20 円の年間配当（配当性向 39.6%）を実施しております。さらに、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることによる当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として、平成 23 年 3 月期以降の毎期末日を基準として 4 期連続で株式分割による株式の還元も並行して行ってまいりました。今後も、剰余金の配当につきましては配当性向 20% 以上を継続的・安定的に実施できるよう努めてまいります。なお、内部留保資金の用途につきましては、今後の事業規模の拡大や製造設備・研究開発等の投資、財務基盤の強化、安定的な配当を継続するための原資等として備え、必要に応じて活用したいと考えております。また、将来における経済情勢の変化に応じ、機動的な資本政策を遂行することを可能とするため、当社定款において、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

かかる状況の下、平成 26 年 6 月中旬、当社の筆頭株主であり、その他の関係会社である有限会社英和商事（以下「英和商事」といいます。本日現在の保有株式数は 2,912,228 株であり、発行済株式総数 11,639,595 株に対するその保有する割合（以下「保有割合」といいます。）は 25.02%（小数点以下第三位を四捨五入、以下発行済株式総数に対する割合の計算において同じとします。）に相当します。）（注 1）（注 2）より、その保有する当社普通株式の一部である 700,000 株（保有割合 6.01%、以下「売却意向株式」といいます。）を売却する意向がある旨の連絡を受けました。

（注 1）英和商事は、平成 26 年 9 月 30 日現在、当社の総株主の議決権の数（115,381 個）に対して 25.24%（小数点以下第三位を四捨五入）の議決権（29,122 個）を保有し、当社のその他の関

係会社に該当しております。

(注2) 英和商事は、当社株式をはじめとする株式の保有を目的とした持株会社であり、当社株式の保有及び運用以外の事業活動は行っておらず、英和商事の役員又は従業員は当社役員との兼務はありません。当社代表取締役社長である小田博英氏が英和商事の議決権の58.34%（平成25年12月31日現在）を保有し、小田博英氏の近親者が英和商事の役員であります。金銭等の貸借関係、保証・被保証関係、営業取引等についての関係もなく、英和商事の企業グループに属することによる事業上の制約を受けていないことから、そのリスク及びメリット、経営・事業活動への影響等はありません。

これを受け、当社は、一時的にまとまった数量の株式が市場に放出されることによる当社普通株式の流動性及び市場価格に与える影響、並びに当社の財務状況等を総合的に鑑み、平成26年8月上旬、売却意向株式を自己株式として取得することについての具体的な検討を開始いたしました。

その結果、当社が売却意向株式を自己株式として取得することは、①当社の1株当たり当期純利益（EPS）の向上や自己資本当期純利益率（ROE）などの資本効率の向上に寄与すること、また、②本公開買付けに要する資金については、その全額を自己資金により充当する予定ですが、かかる自己株式の取得を行った場合においても、当社が平成26年6月23日に提出した第35期有価証券報告書に記載された平成26年3月末現在における当社の手元流動性（現預金及び有価証券）は約24億円であり、本公開買付けの買付資金を充当した後も、当社の手元流動性は十分確保でき、さらに事業から生み出されるキャッシュ・フローも一定程度蓄積されると見込まれるため、当社の財務健全性及び安全性は今後も維持でき、上記配当方針にも大きな影響を与えない見込みであるから、かかる自己株式の取得が株主の皆様に対する利益配分に繋がるものと判断いたしました。

また、自己株式の具体的な取得方法につきましては、株主間の平等性、取引の透明性の観点から十分に検討を重ねた結果、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。

なお、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）の決定については、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。

そこで当社は、上記の検討内容を踏まえ、平成26年10月上旬に、英和商事に対して、一定期間の株価変動を考慮し、直近業績が十分に株価へ織り込まれているものと考えられる、過去1ヶ月間相当の期間の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値からディスカウントを行った価格で本公開買付けを実施した場合の応募について打診したところ、売却意向株式（保有割合6.01%）の応募を前向きに検討する旨の回答が得られました。

これを受けて、当社は、当社の財務状況及び過去の自己株式の公開買付けの事例において決定された公開買付け価格の市場株価に対するディスカウント率等を踏まえて、本公開買付け価格について検討してまいりました。当社は、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日（平成26年11月6日）に、同日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値1,284円（円未満四捨五入。以下終値の単純平均値の計算において同じとします。）に対して10%のディスカウント率を適用した1,156円（円未満四捨五入）を本公開買付け価格として英和商事に提示し、協議いたしました。その結果、英和商事より上記条件にて売却意向株式（保有割合6.01%）を本公開買付けに対して応募する旨の回答を得ました。また、本公開買付けに対して応募しない当社普通株式2,212,228株（発行済株式総数に対する割合19.01%）については継続して保有する旨の回答を得ております。

当社は、以上の検討及び判断を経て、平成26年11月7日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本公開買付けを行うことを決議いたしました。加えて、本公開買付けにおける買付予定数については、英和商事以外の株主にも応募の機会を提供するという観点から、770,000株（発行済株式総数に対する割合6.62%）を上限といたしました。なお、当社代

表取締役社長である小田博英氏は、英和商事の筆頭株主であり、本公開買付けに関して特別な利害関係を有することから、当社と英和商事との事前の協議には同社の立場からのみ参加し、当社の立場からは参加しておらず、本公開買付けに関する取締役会の審議及び決議には参加しておりません。

本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、現時点では未定です。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容（平成26年11月7日開示）

(1) 決議内容

株券等の種類	総数	取得価額の総額
普通株式	770,100株（上限）	890,235,600円（上限）

(注1) 発行済株式総数 11,639,595株

(注2) 発行済株式総数に対する割合 6.62%（小数点以下第三位を四捨五入）

(注3) 取得する期間 平成26年11月10日（月曜日）から平成27年1月30日（金曜日）まで

(2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等
該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

(1) 日程等

① 取締役会決議	平成26年11月7日（金曜日）
② 公開買付開始公告日	平成26年11月10日（月曜日） 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス（ http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/ ）
③ 公開買付届出書提出日	平成26年11月10日（月曜日）
④ 買付け等の期間	平成26年11月10日（月曜日）から 平成26年12月8日（月曜日）まで（20営業日）

(2) 買付け等の価格 普通株式1株につき、金1,156円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

①算定の基礎

本公開買付け価格の算定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いことを勘案し、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を参考にすべきであると考えました。また、当社普通株式の市場価格としては、適正な時価を算定するためには、市場価格が経済状況その他様々な条件により変動しうるものであることから、一定期間の株価変動を考慮することが望ましいこと等を勘案し、当社が本公開買付けを決議した取締役会の開催日である平成26年11月7日の前営業日（同年11月6日）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値1,315円、同年11月6日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,284円、同日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,273円を参考にいたしました。その上で、当社は、本公開買付けに応募せずに、当社普通株式を保有し続ける株主の皆様を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。

そこで当社は、当社の財務状況及び過去の自己株式の公開買付けの事例において決定された公開買付け価格の市場株価に対するディスカウント率等を踏まえて、本公開買付け価格について検討してまいりました。当社は、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日（平成26年11月6日）に、

一定期間の株価変動を考慮し、直近業績が十分に株価へ織り込まれているものと考えられる、同日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値1,284円に対して10%のディスカウント率を適用した1,156円(円未満四捨五入)を本公開買付価格として英和商事に提示し、協議いたしました。その結果、英和商事より上記条件にて売却意向株式(保有割合6.01%)を本公開買付けに対して応募する旨の回答を得られました。以上を踏まえ、当社は、平成26年11月7日開催の取締役会において、本公開買付価格を1,156円に決定いたしました。

本公開買付価格である1,156円は、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成26年11月7日の前営業日(同年11月6日)の当社普通株式の終値1,315円から12.09%(小数点以下第三位を四捨五入)、同年11月6日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,284円から9.97%(小数点以下第三位を四捨五入)、同日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,273円から9.19%(小数点以下第三位を四捨五入)をそれぞれディスカウントした金額となります。

②算定の経緯

当社は、株主の皆様に対する長期・安定的な利益配分を重要な経営課題の一つと考えております。将来の事業展開への備えと財務体質の強化のために必要な内部留保に配慮しつつ、継続的・安定的な配当を実施することを目指すとともに、当期純利益が当初の計画を上回る状況である場合には配当性向を勘案しながら特別配当による増配を検討することを基本方針としております。なお、内部留保資金の用途につきましては、今後の事業規模の拡大や製造設備・研究開発等の投資、財務基盤の強化、安定的な配当を継続するための原資等として備え、必要に応じて活用したいと考えております。

かかる状況の下、平成26年6月中旬、当社の筆頭株主であり、その他の関係会社である英和商事より、売却意向株式(700,000株、保有割合6.01%)を売却する意向がある旨の連絡を受けました。

これを受け、当社は、一時的にまとまった数量の株式が市場に放出されることによる当社普通株式の流動性及び市場価格に与える影響、並びに当社の財務状況等を総合的に鑑み、平成26年8月上旬、売却意向株式を自己株式として取得することについての具体的な検討を開始いたしました。

その結果、当社が売却意向株式を自己株式として取得することは、当社の1株当たり当期純利益(EPS)の向上や自己資本当期純利益率(ROE)などの資本効率の向上に寄与すること、また、かかる自己株式の取得を行った場合においても、当社の財務状態や配当方針に大きな影響を与えない見込みであるから、かかる自己株式の取得が株主の皆様に対する利益配分に繋がるものと判断いたしました。

また、自己株式の具体的な取得方法につきましては、株主間の平等性、取引の透明性の観点から十分に検討を重ねた結果、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。

なお、本公開買付価格の決定については、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。

そこで当社は、当社の財務状況及び過去の自己株式の公開買付けの事例において決定された公開買付価格の市場株価に対するディスカウント率等を踏まえて、本公開買付価格について検討してまいりました。当社は、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日(平成26年11月6日)に、一定期間の株価変動を考慮し、直近業績が十分に株価へ織り込まれているものと考えられる、同日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値1,284円(円未満四捨五入)に対して10%のディスカウント率を適用した1,156円(円未満四捨五入)を本公開買付価格として英和商事に提示し、協議いたしました。その結果、英和商事より上記条件にて売却意向株式(保有割合6.01%)を本公開買付けに対して応募する旨の回答を得

られました。

以上を踏まえ、当社は、平成 26 年 11 月 7 日開催の取締役会において、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日（平成 26 年 11 月 6 日）までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値 1,284 円に対して 10%のディスカウント率を適用した 1,156 円（円未満四捨五入）を本公開買付価格とすることを決定いたしました。

(4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	770,000 株	—	770,000 株

(注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数（770,000 株）を超えないときは、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の数の合計が買付予定数を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 6 年大蔵省令第 95 号。その後の改正を含みます。）第 21 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に 1 単元（100 株）未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

(注2) 単元未満株式についても本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合は、当社は法令の手続きに従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 発行済株式総数に対する割合 6.62%（小数点以下第三位を四捨五入）

(5) 買付け等に要する資金 913,720 千円

(注) 買付代金(890,120,000 円)、買付手数料、その他本公開買付けに関する新聞公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用についての見積額の合計です。

(6) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号
- ② 決済の開始日 平成 27 年 1 月 7 日(水曜日)
- ③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行い、買付代金からみなし配当に係る源泉徴収税額(注)を差し引いた金額を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受付けをした応募株主等の口座へお支払いします。

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

(※) 税務上の具体的なご質問等につきましては、税理士等の専門家にご確認いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(イ) 個人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者である株式発行人の資本金等の額（連結法人の場合は連結個別資本金等の額）のうち交付の基因となっ

た株式に対応する部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額（以下「みなし配当の金額」といいます。）は配当所得に係る収入金額となります。また、交付を受ける金銭の額からみなし配当の金額を除いた部分の金額は株式の譲渡所得等に係る収入金額とみなされます。なお、みなし配当の金額が生じない場合は、交付を受ける金銭の額の全てが株式の譲渡所得等に係る収入金額となります。

みなし配当の金額に対しては、原則として、その金額の 20.315%（所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成 23 年法律第 117 号）に基づく復興特別所得税（以下「復興特別所得税」といいます。）：15.315%、住民税：5%）に相当する金額が源泉徴収されます（非居住者については、住民税は徴収されません）。ただし、個人株主が租税特別措置法施行令第 4 条の 6 の 2 第 12 項に規定する大口株主等に該当する場合は、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）を乗じた金額が源泉徴収されます。また、株式の譲渡所得等に係る収入金額から当該株式に係る取得費等を控除した金額は、原則として、申告分離課税の対象となります（国内に恒久的施設を有しない非居住者については、原則として、課税の対象となりません）。なお、租税特別措置法第 37 条の 14（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）に規定する非課税口座の株式等について本公開買付けに応募する場合は、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等がみずほ証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座がみずほ証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取り扱いと異なる場合があります。

(ロ) 法人株主の場合

みなし配当の金額については、配当等の額となり、原則として、その金額に 15.315%（所得税及び復興特別所得税）を乗じた金額が源泉徴収されます。また、交付を受ける金銭の額のうち、みなし配当の金額以外の金額は、有価証券の譲渡に係る対価の額となります。

(ハ) 外国人株主のうち、適用ある租税条約に基づき、当該みなし配当金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることができる株主で、かつ、それを希望する株主は、公開買付期間の末日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書をご提出ください。

(7) その他

- ① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、係る送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領し

たり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

- ② 当社は、筆頭株主である英和商事より、当社が本公開買付けの実施を決議した場合には、売却意向株式 700,000 株 (保有割合 6.01%) を本公開買付けに応募する旨、また、本公開買付けに応募しない当社普通株式 2,212,228 株 (発行済株式総数に対する割合 19.01%) については継続して保有する旨の回答を得ております。
- ③ 当社は、平成26年11月7日に「平成27年3月期 第2四半期決算短信〔日本基準〕(非連結)」を公表しております。当該公表に基づく、当社の四半期決算短信の概要は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューを受けておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照下さい。

平成27年3月期 第2四半期決算短信〔日本基準〕(非連結)の概要
(平成26年4月1日～平成26年9月30日)

(イ) 損益の状況

決算年月	平成27年3月期 (第36期第2四半期)
売上高	2,527,751千円
売上原価	710,803千円
販売費及び一般管理費	1,629,160千円
営業外収益	7,649千円
営業外費用	5,437千円
四半期純利益	124,280千円

(ロ) 1株当たりの状況

決算年月	平成27年3月期 (第36期第2四半期)
1株当たり四半期純利益	10円68銭
1株当たり配当額	—
1株当たり純資産	—

(ご参考) 平成26年11月7日現在の自己株式の保有状況

発行済株式総数(自己株式を除く) 11,632,122株
自己株式数 7,473株

以上